

令和元年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

磐田市監査委員

< 定期監査 >

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(令和元年度第2回報告分)</p> <p>令和元年7月</p> <p>○総務部 市民課</p> <p>市民課で使用する郵券(切手)について、受払簿残数と在庫数との不一致が見受けられた。これは、受払簿の記載誤りと現物と受払簿の照合による在庫数の確認が行われていなかったことによるものである。郵券については、現金と同様な取扱いが必要であるので、厳正な管理をされたい。</p>	<p>【令和元年7月11日通知受領】</p> <p>今回の誤りの原因は、受払簿の様式がわかりにくく記載誤りをしたこと、事務引継後の担当者による現物確認未実施を課として認識していなかったことによるものです。</p> <p>是正措置として、受払簿の記載誤りを修正するとともに、受払簿の様式を改め、月末だけでなく受払時に残数確認ができるものに変更しました。また、担当者には、現物確認の重要性と実施方法について改めて説明を行いました。</p> <p>今後は、グループ長及び課長による月末の確認に際し、日々の受払状況との照合を行うことに加え、郵券の適切な取扱いについて全課員に周知し、再発防止を図っていきます。</p>